

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年1月6日(金)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外4件

議案第30号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について

議案第31号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
本日は、2,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第29号5番
申請農地：滑川市 [REDACTED] 外1筆
譲受人： [REDACTED]

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。
議事録署名委員に、黒田 敏弘委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついてですが、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願い
します。

職務代理 では、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第28号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉西部区画2号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることか
ら、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、貸駐車場です。申請地は、現在近隣のアパート住人や事業
所従業員駐車場として20台分の貸駐車場となっておりますが、このたび財産
管理のため登記簿を確認したところ、地目が田のままであることが判明した
ため、今後も貸駐車場として利活用したく申請されたものです。隣接地との
境界にはコンクリート擁壁を設けてあり、雨水は前面側溝に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 地図をご覧のとおり土地区画整理をしたところで、すでに水田として利
用できない状態となっており、特に問題ないと思います。

加藤推進委員

同じく特に問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県に進達することといたします。
では、進行を会長にお返しします。

会 長

続きまして、議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(議案第 29 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山魚津線と市道漁港高塚線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第 2 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は宅地分譲地です。申請者は、市内で不動産業を営んでおり、この度、用途地域内で分譲地の候補地を探していたところ、申請地が幹線道路に面し交通の便が良く、海に近いためマリンスポーツ等を趣味にする方の分譲地として適地と判断され、1 区画の分譲地として整備することを計画したものです。
隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、前面及び側面側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員

先日現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員

同じく特に問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長

では、事務局次の説明をお願いします。

事 務 局

(議案第 29 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、県道古鹿熊・滑川線と市道駅南区画 34 号線に面する農地です。

申請地は、用途地域内(第 1 種中高層住居専用地域/第 2 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、共同住宅敷地です。譲受人は、[]に居住しておりますが、滑川市内でのアパート経営を考え、申請地が近隣に工場があり、幹線道路にも近く、保育所や公園、ショッピングセンター等も近いことから住環境に恵まれ適地と判断し、1LDK10 部屋の共同住宅を建設することを計画し、申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については敷地内に新設する側溝を介し、県道側と市道側の側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員

先日、吉田推進委員と現地確認をしてきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員

[]の用途地域であり、特に問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理

では、事務局次の説明をお願いします。

事 務 局

(議案第 29 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、県道黒川滑川線に宅地を一筆挟んで面する農地です。
申請地は、おおむね 500m 以内に []小学校、[]中学校があり、水道・下水管が埋設された幅員 4 メートル以上の道路に面した農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は注文住宅分譲地です。申請者は、市内で不動産業を営んでおり、この度、分譲地の候補地を探していたところ、申請地が周囲の宅地分譲化が進み今後も住宅の需要が見込めること、教育施設や商業施設に近く生活環境に優れ適地と判断され、8 区画の分譲地として整備することを計画し、申請されたものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝を介し前面側溝へ放流します。汚

水については、公共下水道に接続します。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

事務局 (議案第 29 号 5 番について朗読及び説明)

新村委員 特に問題ないと思います。

先ほど現地確認してきた案件です。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

申請地は、市道下梅沢江尻 1 号線に面する農地です。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、申請者が運営する申請地隣接施設が地域の住民に必要な施設であることから、1 種農地の集落接続として農業振興地域の農用地区域からの除外が令和 4 年 6 月になされていることから、許可できるものと考えられます。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

転用理由は、駐車場・運動広場です。譲受人は、申請地の隣接地で主に通所介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護などの社会福祉事業を行っており、全国的な高齢化による介護給付費が増加する中で、デイサービスにおけるリハビリメニューの強化に取り組んでいるところであり、施設利用者が屋外でのウォーキングや軽運動を行うことができる用地を求めていました。申請地は、譲受人の既存施設の隣接地にあり利便性が高く、また、既存地では理事会・評議会や地域の方を招いてのイベント開催時等に参加者の駐車スペースが不足し、出席者が路上駐車することが頻繁にあるほか、救急車両スペースに送迎者、訪問看護、来客等の車両が駐車することがあり、既存施設周囲に駐車スペースを確保する必要がありました。このことから申請地が適地と判断し、駐車場と運動広場の整備を計画し、申請されたものです。

事務局 (議案第 29 号 4 番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉町内 5 号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内 (第 2 種中高層住居専用地域) の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、宅地分譲地です。申請者は、市内で不動産業を営んでおり、この度、用途地域内で分譲地の候補地を探していたところ、申請地が区画整理実施区域にあり、保育園、小学校、中学校、商業施設からも近く生活環境に優れていることから適地と判断され、4 区画の分譲地として整備することを計画し、申請されたものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け整地し、土砂の流出を防止します。雨水は両面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

隣接農地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止し、雨水は申請地に新設する側溝とオリフィスを介し、隣接する河川に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 高齢者施設で農地の有効利用がされるのが良いと思います。ですので、特に問題ないと思います。

新村委員 この土地につきましては土地区画整理事業をしたところであり、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 事務局から説明のあったとおりで、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

それでは、この案件は 3,000 ㎡以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

では、進行を会長にお返しします。

会 長 続きまして、議案第 30 号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 ページをお願いします。滑川市農林課所管の森林管理経営県事業において、山林の中に地目が田のままとなっていることが判明したことから今回の議案としました。冬に入る前に農林課職員によって■■■■地内の現地確認を行いました。冬季は現地確認が困難なことから現地図面、写真等で 12 月 5 日に担当地区農業委員と調査しました。当該農地は未整備田で、杉林となっており、農地に復元して利用することが著しく困難な農地となっていることから、非農地であるものと判断されます。所有者は 1 名、2 筆、1,242 m²です。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の規定により、7 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

8 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 53 件、借り手 23 件で、面積合計は 306,255 m²です。うち、貸し手 7 件が新規設定になります。詳細は、9～20 ページに記載のとおりです。

続きまして 21 ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手 6、借り手は中間管理機構の 1 件、面積合計 40,276 m²です。詳細は、22 ページに記載されています。23 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は■■■■です。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 4 時 20 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員